2023 年 8 月 10 日

ご契約者各位

公益社団法人日本複製権センター
理事長　川瀬　真

第 14 回著作物複製実態調査ご協力のお願い

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

私共公益社団法人日本複製権センターは、文化庁長官の登録を受け、「著作権等管理事業者」として複写権等の集中管理を行っております。著作物複写（及び電磁的複製）利用許諾契約をご締結いただいている皆様のご理解とご協力のお陰をもちまして、今日までその事業を円滑に進めて来られたものと、深く感謝申し上げます。

さて、皆様にお支払いいただく著作物の複写及び電磁的複製に係る利用許諾使用料は、「著作物複製実態調査」の結果に基づき権利者に分配を行っており、今般、第 14 回目となる実態調査を下記要領にて実施する運びとなりました。

つきましては、日常業務ご多端のところ誠に恐縮に存じますが、上記「著作物複写利用許諾契約」第 5 条（複写（及び電磁的複製）実態調査）の規定をご高承の上、本調査へのご協力をお願い申し上げます。

前回の実態調査は、昨年度に、2017 年度から 5 年ぶりに実施致しましたが、コロナ禍の影響も鑑みまして従来の半分の規模とするとともに、2 年に一度の実施から毎年実施とする形と致しました。

本年度につきましては、新方式で実施致しました昨年度の改善点を踏まえ実施致したく存じますので、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬白

記

１．調査の目的：当センターが受領した利用許諾使用料を権利者に分配するための基礎資料の作成
【注】・個別データの守秘義務を厳守いたします。
・今回の調査結果が、現行契約における使用料額に影響を及ぼすことはありません。

２．調査の対象：当センターが管理する書籍、雑誌、新聞、学会誌等の著作物からの複写
【注】・外国の著作物は複写実態調査の対象外です。
・当センターの管理著作物かどうかが不明の場合は、調査対象に含めて下さい。

３．調査の実施方法：別紙「著作物複製実態調査実施要領」によりお願い致します。
なお、本紙も含め、今回お送りいたしました書類は、JRRC ホームページの以下の URL からもご確認、ダウンロードしていただくことが可能です。
ダウンロード URL：https://jrrc.or.jp/contract/chousa/

以上

【問合先】　調査の趣旨等　公益社団法人日本複製権センター　実態調査担当
〒105-0002
東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 7F
Tel:03-6809-1281　e-mail:chousa@jrrc.or.jp

調査の実施方法　一般社団法人日本能率協会　當間、松永
〒100-0003
東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル
Tel:03-3434-6617　e-mail:fukusei-research@jma.or.jp

調査とりまとめご担当の皆様へ

　これまでの実態調査におきましては、本調査では「他部署への調査依頼することが困難」との声を多く伺っております。

　弊センターでは、調査取りまとめご担当者様が他部署への調査協力依頼を円滑に行えるよう、できるかぎりの支援を行わせていただく所存です。弊センターの対応が必要な点がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

　貴ご参考までに、別紙のとおり、調査にご協力いただける他部署の皆様宛のご依頼文書を作成いたしましたので、必要に応じご活用いただければ幸いです。

　なおこれらのファイルも、JRRC ホームページの以下の URL に掲載されていますので、必要に応じご活用ください。

　https://jrrc.or.jp/contract/chousa/

2023 年 8 月 10 日

ご契約者調査協力部門　各位

公益社団法人日本複製権センター
事務局長　林　宏之

第 14 回著作物複製実態調査ご協力のお願い

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
私共公益社団法人日本複製権センターは、文化庁長官の登録を受け、「著作権等管理事業者」として複写権等の集中管理を行っております。

さて、皆様にお支払い戴く著作物の複写及び電磁的複製に係る利用許諾使用料は、「著作物複製実態調査」の結果に基づき権利者に分配を行っており、今般、下記４．にお示し致しました「著作物複写利用許諾契約」第 5 条（複写（及び電磁的複製）実態調査）の規定に基づき、第 14 回目となる実態調査を下記要領にて実施する運びとなりました。

前回の実態調査は、昨年度に、2017 年度から 5 年ぶりに実施致しましたが、コロナ禍の影響も鑑みまして従来の半分の規模とするとともに、2 年に一度の実施から毎年実施とする形と致しました。
本年度につきましては、新方式で実施致しました昨年度の改善点を踏まえ実施致したく存じますので、ご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、ご契約者いただいております企業・団体の皆様に複製の実態調査を依頼するという手法は日本のみならず、欧米をはじめとする各国においても契約約款にて実施を定めて類似の調査が定期的に実施されており、権利者の使用料を分配する基礎データとして活用されております。

著作権のひとつである複製権につき、その使用料を適切に徴収・分配することは、国際的にも益々重要となってきている知的財産権の保護に直結するものとなりますので、お手数ではございますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

１．調査の目的：当センターが受領した利用許諾使用料を権利者に分配するための基礎資料の作成
【注】・個別データの守秘義務を厳守いたします。
・今回の調査結果が、現行契約における使用料額に影響を及ぼすことはありません。

２．調査の対象：当センターが管理する書籍、雑誌、新聞、学会誌等の著作物からの複写
【注】・外国の著作物は複写実態調査の対象外です。
・当センターの管理著作物かどうかが不明の場合は、調査対象に含めて下さい。

３．調査の実施方法：別紙「著作物複製実態調査実施要領」によりお願い致します。
なお、本紙も含め、今回お送りしました書類は、JRRC ホームページの以下の URL からも確認、ダウンロードしていただくことが可能です。
ダウンロード URL：https://jrrc.or.jp/contract/chousa/

４．実施の根拠
著作物複写利用許諾契約第５条（複写（及び電磁的複製）実態調査の実施）
「乙は甲の要請に応じて、甲の実施する著作者等への使用料分配のための複写（及び電磁的複製）実態調査に協力するものとする。」

以上

【問合先】	調査の趣旨等	公益社団法人日本複製権センター　実態調査担当 Tel:03-6809-1281　e-mail:chousa@jrrc.or.jp
	調査の実施方法	一般社団法人日本能率協会　當間、松永 Tel:03-3434-6617　e-mail:fukusei-research@jma.or.jp